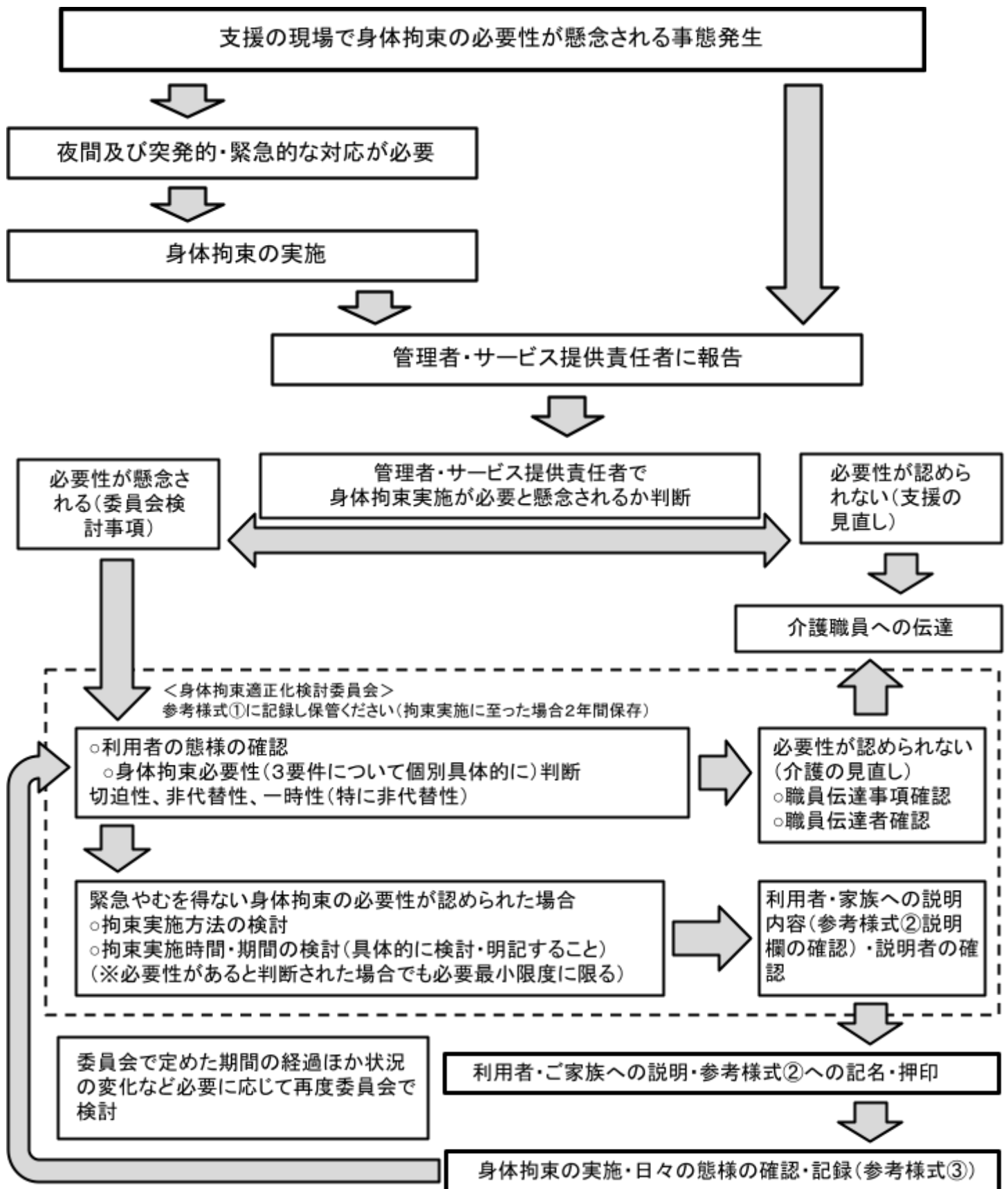


身体拘束適正化 対応フロー図



支援の現場で身体拘束の必要性が懸念される事態発生

夜間及び突発的・緊急的な対応が必要

身体拘束の実施

管理者・サービス提供責任者に報告

必要性が懸念される(委員会検討事項)

管理者・サービス提供責任者で
身体拘束実施が必要と懸念されるか判断

必要性が認められない(支援の見直し)

介護職員への伝達

＜身体拘束適正化検討委員会＞
参考様式①に記録し保管ください(拘束実施に至った場合2年間保存)

○利用者の態様の確認
○身体拘束必要性(3要件について個別具体的に)判断
切迫性、非代替性、一時性(特に非代替性)

必要性が認められない(介護の見直し)
○職員伝達事項確認
○職員伝達者確認

緊急やむを得ない身体拘束の必要性が認められた場合
○拘束実施方法の検討
○拘束実施時間・期間の検討(具体的に検討・明記すること)
(※必要性があると判断された場合でも必要最小限度に限る)

利用者・家族への説明内容(参考様式②説明欄の確認)・説明者の確認

委員会ですらめた期間の経過ほか状況の変化など必要に応じて再度委員会で検討

利用者・ご家族への説明・参考様式②への記名・押印

身体拘束の実施・日々の態様の確認・記録(参考様式③)